

第八回 参議院法務委員会會議錄第一号

昭和二十五年七月十七日(火曜日)午後一時二十八分開会

委員氏名

委員長 伊藤 修君
理事 鬼丸 義齋君
理事 岡部 常君
理事 宮城タマヨ君
理事 大野 幸一君
理事 齋 武雄君
理事 小林 英三君

七月十二日右の者本委員を辞任した。
昭和二十五年七月十二日議長において
本委員を左の通り指名した。

北村 一男君
木村 守江君
鈴木 安孝君
長谷山行毅君
山田 佐一君
伊藤 修君
齋 武雄君
棚橋 小虎君
岡部 常君
高橋 道男君
宮城タマヨ君
鬼丸 義齋君
一松 定吉君
羽仁 五郎君
須藤 五郎君

委員の異動

七月十四日委員木村守江君辞任につ
き、その補欠として左藤義詮君を議長
において指名した。

本日の会議に付した事件

○理事の互選

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十
五條の二の災害及び同條の規定を適
用する地区を定める法律案(内閣提
出)
○土地台帳法等の一部を改正する法律
案(内閣送付)

○委員長(北村一男君) それではこれ
より法務委員会を開会いたします。ち
よつと議題に入ります前に簡単に御接
拶を申上げたいと存じます。私は先般
の委員長選挙におきまして誠に法務
関係に對しましては経験も知識も浅い
にかかわらず、御選任を頂きましたこ
とは誠に恐縮に考へております。全力
を盡しまして事に當る考へでございま
するから、よろしく先輩各位の御指導
を頂きたいと思ひます。

次に本院規則第三十條の二によりま
して理事の互選を行います。本委員会
の理事の数は三名と相成つておりま
す。互選の方法は如何いたしましたら
よろしうございましょうか、皆さんの
御意見を承りたいと思ひます。

○鈴木安孝君 只今議題になりました
理事の互選につきましては成規の手続
を省略しまして、その指名を委員長に
一任するの動議を提出いたします。

○委員長(北村一男君) 鈴木君の動議
に御異議ございませんか。

○委員(北村一男君) 御異議ない
と認めて、それでは委員長から指名
申上げます。伊藤修君、鬼丸義齋君、

宮城タマヨ君、以上の御三名にお願い
いたしたいと存じます。

○委員長(北村一男君) 次に本委員会
に付託されました罹災都市借地借家臨
時処理法第二十五條の二の災害及び同
條の規定を適用する地区を定める法律
案及び土地台帳法等の一部を改正する
法律案を便宜一括して議題に供したい
と存じますが、御異議ございませんか。

○委員(北村一男君) 御異議がない
ものと認めて、先づ同法案に對する
政府の御説明をお願いいたします。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今議題と
なりました罹災都市借地借家臨時処理
法第二十五條の二の災害及び同條の規
定を適用する地区を定める法律案の提
案理由を御説明申し上げます。

○委員長(北村一男君) 御異議がない
ものと認めて、先づ同法案に對する
政府の御説明をお願いいたします。

罹災都市借地借家臨時処理法は、或
いは罹災建築物の旧借主に優先的に借地
権を取得させ、或いは罹災地の借地権
で今後存続させる意思がないと認めら
れるものを消滅させる等の途を開き、
借地借家関係を調整して戦争による罹
災都市の急速な復興を図ることを目的
として制定されたものであります。そ
の後同法の改正により第二十五條の二
の規定が追加された結果、震災の場
合のみならず別に法律で指定した火
災、震災、風水害その他の災害の場合
にも同法の規定を適用して、かかる災
害地の復興の促進に資することとなつ
たのであります。そうして、同法第二
十七條第二項によりますと、その適用

地区もまた災害ごとに別に法律で定め
ることとなつていたのであります。

よつて去る五月十三日長野県西筑摩
郡上松町に発生いたしました火災及び
去る六月一日秋田県北秋田郡鷹巣町に
発生いたしました火災につきまして、
それら、地元の県及び町の意向も参酌
しましてその被害状況を調査検討し
たしましたところ、右災害につき同地
区にも罹災都市借地借家臨時処理法の
規定を適用することとしたします。

が、同町の借地借家関係を調整し、以
て速かに同町を復興させるゆゑんと考
えられますので、ここに本法律案を提
出した次第でございます。

何卒慎重御審議の上速かに可決せら
れんことを御願ひいたします。

次に土地台帳法等の一部を改正する
法律案につきまして、提案の理由を御
説明申し上げます。

現在の土地台帳及び家屋台帳は、土
地家屋の状況を明らかにし、地租及び
家屋税を徴収するために必要な事項を
登録する課税台帳であります。同時に
に、地籍、家屋籍に関する台帳といた
しまして、不動産登記制度の基礎とな
つております。然るにこの
土地台帳及び家屋台帳に登録する
賃貸価格の調査決定は、税務署におい
てこれを行うこととなつております。

管とされていたものであります。他
方不動産登記の事務が登記所の所管で
ありますために、不動産制度の見地

から考えますならば徒らに手続を煩雜
にし、事務処理の円滑を欠く憾みがあ
つたのであります。今回、地方税法の
改正が行われようとしておりますが、
これによりますと地租及び家屋税は市
町村がこれを徴収することとしたしま
すとともに、その課税は、右の賃貸価
格を基準とせず、毎年市町村において
認定する土地家屋の価格を基準とし
て行われることとなりますが、その結果
といたしまして、賃貸価格の登録をす
る必要がなくなり、従つて又税務署にお
いて台帳事務を掌る理由も消滅するこ
ととなるのであります。ここに、おい
て、土地台帳及び家屋台帳の事務は、
これと最も関係の深い不動産登記の事
務を掌る登記所に移管し、あわせて土
地台帳及び家屋台帳の事務と不動産登
記の事務との間に、ある程度の手続上
の簡易化を図りますとともに、従来通
り市町村に土地台帳、家屋台帳の副本
を備え、市町村の課税上支障を生じな
いように相互の連絡を図ることと致し
たのであります。以上申し上げました
趣旨によりまして、土地台帳法、家屋
台帳法、不動産登記法その他関係法律
の規定に所要の改正を加えるため、こ
の法律案を提出いたしました次第であ
ります。

以下この法律案の重要点を申し上げ
ますと、先づ、土地台帳法の改正にお
きましては、第一に、土地台帳の事務
を登記所に移管いたします結果、登記
所に土地台帳を備え、その登録の事務
は、当該土地につき登記の事務を掌る

登記所が掌るものといはしました。第二に、今後は土地台帳に賃賃価格を登録する必要がなくなり、土地の賃賃価格に関する規定は、全部廃止することとした。なお、市町村におきましては、土地台帳の副本に課税の基準となる土地の価格を記載することとなり、今後は土地台帳にも市町村長の通知により土地の価格を記載するものとした。第三に、土地の異動に関する所有届の申告は、現在ではすべて市町村を経由してすることとなつておりますが、今後は、直接登記所に対してすることとできるものとした。第四に、法令により登記名義人又はその相続人に代位して、不動産の表示の変更その他の前提登記を申請し、又は嘱託することができ、従来は、土地台帳法による申告を代位してすることができ、今後は、種々手続上の不便を生じたため、今後は、これらの登記を申請し又は嘱託し得る者は、土地台帳法による申告者に代位してその申告をすることができるようとした。第五に、現在土地台帳の閲覧は許されないとされておりましたが、今後土地台帳が登記所に移管され、登記との関係が現在以上に密接となり、その閲覧の必要を生じて参りますので、従来の隣本の交付の制度の外に、新たに土地台帳の閲覧を認めることとした。第六に、現行の土地台帳法は、申告、土地台帳の副本等に関する重要な事項をもその施行規則においてこれを規定していたとして、土地台帳法中に取り入れることとした。第七に、罰則につき

まして、他の法律における罰則との均衡を図るため必要な整備を行うこととした。次に家屋台帳法の改正におきましては、土地台帳法の改正と同様の趣旨によりまして、第一に、登記所に家屋台帳を備へ、その登録の事務は、当該家屋につき登記の事務を掌る登記所が掌るものとし、第二に、家屋の賃賃価格に関する規定を廃止するとともに、家屋台帳には市町村長が通知した家屋の価格を記載するものとし、第三に、家屋台帳法施行規則中重要な規定を家屋台帳法中に取り入れることとした。また、家屋に関する申告、家屋台帳の閲覧、罰則の整備につきましても、土地台帳法と略々同様の改正を加えることとした。更に不動産登記法の改正におきましては、第一に、現在、登記所が土地の所有権、質権若しくは地上権又は家屋の所有権の得喪変更等に関する事項の登記をいたしました場合には、これを税務署に通知して、税務署はこれに基づいて土地台帳又は家屋台帳の登録を修正することとなつておりますが、今後はその必要がなくなり、その通知を廃止することとした。第二に、現在不動産の所有権の保存の登記及び不動産の分割、合併その他表示変更の登記を申請する場合には、土地台帳又は家屋台帳の隣本を添附することとなつておりますが、今後はその必要がなくなり、これら隣本の添附を要しないものと致しました。第三に、不動産又は登記名義人の表示か、登記簿と土地台帳又は家屋台帳と符合しない場合には、その一致を図るための措置として、当該不動産又は

は登記名義人の表示の変更の登記により、先ずこれを符合させた後、他の登記をすべきものとした。第四に、登記申請の手続の簡易化を図る意味におきまして、土地台帳法又は家屋台帳法による申告をする場合に、別に登記の登録税の納付があれば、その申告の外に、不動産の表示若しくは登記名義人の表示の変更の登記又は所有権保存の登記の申請があるものとみなして、その登記をすることとした。尚、第七回国会におきまして、本法律案と同様の法律案を提案致しまして御審議をお願いした結果、衆議院本会議において可決され、参議院におきましても法務委員会においては可決すべきものと議決されたのであります。地方税法案との関係がござりますので、結局成立を見るに至らなかつたのであります。今回の法律案は、地方税法案に形式的に規定を合わせるために土地台帳法第三條その他二三の規定を修正したものであります。すべて前回の法律案と同様であります。

以上申し上げましたのが、この法律案についての概要であります。何卒慎重御審議の上、速やかに可決あらんことを御願いたします。

○委員長(北村一男君) この両法案に対する質疑は次回に譲りまして、本日はこの程度で散会いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(北村一男君) それでは本日はこれを以て散会いたします。次回は明後十九日午後一時開会することになりましたと思ひます。

午後一時四十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 北村 一男君

理事 伊藤 修君

宮城タマヨ君

鬼丸 義齋君

委員 左藤 義詮君

鈴木 安孝君

長谷山行毅君

山田 佐一君

齋 武雄君

棚橋 小虎君

岡部 常君

高橋 道男君

一松 定吉君

羽仁 五郎君

須藤 五郎君

國務大臣 大橋 武夫君

政府委員 田中 治彦君

民事法務長官 田中 治彦君

七月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

土地台帳法等の一部を改正する法律案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

り、「第四章の二」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に改める。

第一條中「明確に把握し、地租の課税標準たる土地の賃賃価格の均衡適正を図る」を「明確にする」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の登録の事務は、当該土地につき登記の事務を掌る登記所が、これを掌る。

第三條第二項中第一号及び第二号を次のように改め、第四号中「鉄道用地、軌道用地、」を削り、第七号中「命令」を「政令」に改める。

一 都道府県、特別市、市町村、特別区、これらの組合又は財産区の所有する土地

二 国又は都道府県、特別市、市町村、特別区、これらの組合若しくは財産区が公用又は公共の用に供する土地

第四條中、「地積及び賃賃価格」を「及び地積」に改め、同條但書を削る。

第五條第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同條第二項を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 土地台帳には、第五條の規定により登録すべき事項の外地方税法(昭和二十五年法律第 号)第四百三十六條の規定により市町村長が通知した土地の価格を記載するものとする。但し、第二種地については、この限りでない。

第十條中、「地積及び賃賃価格」

を「及び地積」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は申告を要しないとき」を削る。

「第二章 賃貸価格の調査及び決定」を削る。

第十一條から第十七條までを次のように改める。

第十一條乃至第十七條 削除

第三章を第二章とする。

第十九條中「第一種地が第二種地となつたとき」の下に「又は土地が滅失したとき」を加え、同條但書を削る。

第二十二條第二項中「第二種地が第一種地となつたとき」を「第二種地が第一種地となり又は第一種地が第二種地となつたとき」に改める。

第二十三條及び第二十四條を次のように改める。

第二十三條及び第二十四條 削除

第二十七條中第三号を次のように改める。

三 未登記の土地の一部の收用により所有者を異にするとき

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條中「第一種地の各地目」を「第一種地又は第二種地について、その地目」に改める。

第三十二條中「地目交換」の上に「第一種地について」を加え、同條に次の一項を加える。

第二種地について地目交換をなしたときは、土地所有者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第三十三條中「及び賃貸価格」を削る。

第三十四條中「賃貸価格」を「地目」に改める。

第四章を削る。

第三十七條の二を第三章とする。

第三十七條の二中「以下土地改良事業施行者と総称する。」を削り、同條を第三十五條とする。

第三十七條の三を削る。

第三十七條の四中「第二十三條、第二十四條、」を削り、「第三十條」を「第二十九條」に改め、同條を第三十六條とする。

第三十七條の五を削る。

第三十七條の六第一項中「地積及び賃貸価格」を「及び地積」に改め、同項但書及び同條第二項を削り、同條を第三十七條とする。

第三十七條の七から第三十七條の十二までを削る。

第五章を第四章とし、同章中第三十八條の前に次の三條を加える。

第三十七條の二 土地台帳に登録された者は、その住所又は氏名若しくは名称に変更を生じたときは、その旨を登記所に申告しなければならない。

第三十七條の三 何人でも、手数料を納めて、土地台帳の閲覧又はその謄本の交付を請求することができる。

前項の手数料の額は、物価の増減、土地台帳の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令でこれを定める。

第三十七條の四 市町村は、その市町村内の土地につき、土地台帳の副本を備えなければならない。

第三十八條及び第三十九條を次のように改める。

第三十八條 この法律に特別の規定がある場合の外、土地台帳に登録した事項に変更を生じたときは、その登録を修正する。

登記所は、土地台帳の登録に誤があることを発見したときは、これを訂正しなければならない。

第三十九條 登記所は、あらたに土地台帳に登録したとき又は土地台帳の登録を修正し若しくは訂正したときは、十日以内に、その登録又は修正若しくは訂正にかかると事項を当該土地の所在地の市町村長に通知しなければならない。

前項の場合には、登記所は、法務府令の定めるところにより、同項に規定する事項を当該土地の所有者（当該土地が、質権又は百年より長い存続期間の定がある地上権の目的となつてある場合には、質権者又は地上権者を含む。）に通知しなければならない。

第四十條中「第三十二條」の下に「第一項」を加え、同條に次の一項を加える。

第十九條又は第三十二條第二項の規定により申告をなすべき場合において、申告前に土地所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告は、新所有者からこれをなさなければならない。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 質権又は百年より長い存続期間の定がある地上権の目的たる土地に關し第十八條、第十九條、第三十二條又は前條の規定によりなすべき申告については、土地台帳に登録された質権者又は地上権者を土地所有者とみなす。

第四十一條の次に次の二條を加える。

第四十一條の二 法令により登記名義人又はその相続人に代り不動産の表示若しくは登記名義人の表示の変更の登記又は相續による権利の移転の登記を申請し又は嘱託する場合において必要があるときは、その登記の申請又は嘱託をなすべき者は、登記名義人又はその相続人に代りこの法律による申告をすることが出来る。

第四十一條の三 この法律の規定による申告は、当該土地の所在地の市町村長を経由してすることと出来る。但し、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十九條ノ二又は第八十條ノ二の規定が適用される申告については、この限りでない。

前項の規定により当該市町村長が申告書を受け取つたときは、その時においてその申告書が登記所に提出されたものとみなす。

第四十二條に次の一項を加える。

前項の規定による検査又は質問をなすときは、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 東京都の区に存する区域又は特別市においては、この法律中市又は市長に關する規定は、それぞれ東京都若しくは特別市又は東京都知事若しくは特別市の市長にこれを準用する。但し、地方税法第七百三十六條第一項の規定により特別区が特別区税として固定資産税を課する場合には、当該特別区においては、それぞれ特別区又は特別区の区長に準用する。

全部事務組合については、これを一町村とみなしてこの法律を適用する。

第四十三條の次に次の三條を加える。

第四十三條の二 土地の所有権、質権又は地上権の得喪變更に關する事項は、左に掲げる場合を除く外、その登記をした後でなければ、土地台帳にこれを登録しない。

一 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたとき

二 未登記の土地が收用されたとき

三 未登記の土地が土地台帳に登録することを要しない土地となつたとき

四 土地が滅失したとき

前項に規定する事項につき登記をしたときは、登記所は、こ

問をなすときは、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 東京都の区に存する区域又は特別市においては、この法律中市又は市長に關する規定は、それぞれ東京都若しくは特別市又は東京都知事若しくは特別市の市長にこれを準用する。但し、地方税法第七百三十六條第一項の規定により特別区が特別区税として固定資産税を課する場合には、当該特別区においては、それぞれ特別区又は特別区の区長に準用する。

全部事務組合については、これを一町村とみなしてこの法律を適用する。

第四十三條の次に次の三條を加える。

第四十三條の二 土地の所有権、質権又は地上権の得喪變更に關する事項は、左に掲げる場合を除く外、その登記をした後でなければ、土地台帳にこれを登録しない。

一 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたとき

二 未登記の土地が收用されたとき

三 未登記の土地が土地台帳に登録することを要しない土地となつたとき

四 土地が滅失したとき

前項に規定する事項につき登記をしたときは、登記所は、こ

問をなすときは、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 東京都の区に存する区域又は特別市においては、この法律中市又は市長に關する規定は、それぞれ東京都若しくは特別市又は東京都知事若しくは特別市の市長にこれを準用する。但し、地方税法第七百三十六條第一項の規定により特別区が特別区税として固定資産税を課する場合には、当該特別区においては、それぞれ特別区又は特別区の区長に準用する。

全部事務組合については、これを一町村とみなしてこの法律を適用する。

第四十三條の次に次の三條を加える。

第四十三條の二 土地の所有権、質権又は地上権の得喪變更に關する事項は、左に掲げる場合を除く外、その登記をした後でなければ、土地台帳にこれを登録しない。

一 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたとき

二 未登記の土地が收用されたとき

三 未登記の土地が土地台帳に登録することを要しない土地となつたとき

四 土地が滅失したとき

前項に規定する事項につき登記をしたときは、登記所は、こ

問をなすときは、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 東京都の区に存する区域又は特別市においては、この法律中市又は市長に關する規定は、それぞれ東京都若しくは特別市又は東京都知事若しくは特別市の市長にこれを準用する。但し、地方税法第七百三十六條第一項の規定により特別区が特別区税として固定資産税を課する場合には、当該特別区においては、それぞれ特別区又は特別区の区長に準用する。

全部事務組合については、これを一町村とみなしてこの法律を適用する。

第四十三條の次に次の三條を加える。

第四十三條の二 土地の所有権、質権又は地上権の得喪變更に關する事項は、左に掲げる場合を除く外、その登記をした後でなければ、土地台帳にこれを登録しない。

一 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたとき

二 未登記の土地が收用されたとき

三 未登記の土地が土地台帳に登録することを要しない土地となつたとき

四 土地が滅失したとき

前項に規定する事項につき登記をしたときは、登記所は、こ

れに基き所要の事項を土地台帳に登録しなければならぬ。

第四十三條の三 収用により未登記の土地の所有権を取得したときは、起業者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第四十三條の四 この法律に定めらるものの外、土地台帳の登録に關する細則その他この法律の執行について必要な事項は、法務府令でこれを定める。

第六章を第五章とする。

第四十五條中「第四十二條」の下に「第一項」を加え、「五百円以下の罰金」を「六月以下の懲役又は十万円以下の罰金」に改める。

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

第四十七條中「第三十二條又は第四十條の規定により」を「第三十二條第一項又は第四十條第一項の規定により」に、「二百円」を「一万円」に改める。

附則第七條から第十三條までを削る。

第二條 家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

家屋台帳法目次中「第二章 賃貸価格の調査及び決定」を削り、「第三章」を「第二章」に改め、「第四章 審査、訴願及び訴訟」を削り、「第五章」を「第三章」に改め、「第六章」を「第四章」に改める。

第一條中「明確に把握し、家屋税の課税標準たる賃貸価格の均衡適正を図る」を「明確にする」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の登録の事務は、当該家屋につき登記の事務を掌る登記所が、これを掌る。

第三條第一項中「及び賃貸価格」を削り、同條第三項中「部分があるとき」の下に「又は第五條の規定により家屋の価格を記載しない部分と同條の規定により家屋の価格を記載すべき部分とがあるとき」を加え、同條第四項を削る。

第四條から第六條までを次のように改める。

第四條 登記所は、家屋台帳を備え、左の事項を登録する。

一 家屋の所在

二 家屋番号

三 種類、構造及び床面積

四 所有者の住所及び氏名又は名称

家屋番号、種類、構造及び床面積の定め方に関しては、政令でこれを定める。

第五條 家屋台帳には、前條の規定により登録すべき事項の外、地方税法（昭和二十五年法律第三十一号）第四百三十六條の規定により市町村長が通知した家屋の価格を記載するものとす

る。但し、同法第三百四十八條の規定により地方税を課することができない家屋については、この限りでない。

第六條 家屋の異動があつた場合において、家屋番号、種類、構造及び床面積は、家屋所有者の申告により、申告がないときは又は申告を不相当と認めるときは、登記所の調査により、登記所がこれを定める。

「第二章 賃貸価格の調査及び決定」を削る。

第七條から第十三條までを次のように改める。

第七條乃至第十三條 削除

第三章を第二章とし、同章を次のように改める。

第二章 家屋の異動

第十四條 家屋台帳に登録することを要しない家屋の全部若しくは一部が家屋台帳に登録すべきものとなつたとき、第五條の規定により家屋の価格を記載すべき家屋を建築し若しくは増築したとき又は同條の規定により家屋の価格を記載しない家屋の全部若しくは一部が同條の規定により家屋の価格を記載すべきものとなつたときは、家屋所有者は、一箇月以内にその旨を登記所に申告しなければならない。

第十五條 第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋を建築し若しくは増築したとき、同條の規定により家屋の価格を記載すべき家屋の全部若しくは一部が同條の規定により家屋の価格を記載しないものとなつたとき又は家屋が滅失したときは、家屋所有者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第十六條 前二條に規定する場合の外、家屋の所在、種類若しくは構造の変更又は床面積の減少があつたときは、家屋所有者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第十七條 一個の家屋を数個の家屋とし又は数個の家屋を一個の家屋

としようとするときは、家屋所有者は、これを登記所に申告しなければならない。

第十八條 削除

「第四章 審査、訴願及び訴訟」を「第三章 雑則」に改める。

「第三章 雑則」に改める。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條 第十四條の規定により申告をなすべき場合において、同條に定める申告期限内に家屋所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告で所有者の変更があつた時にまだなしてゐなかつたものは、所有者の変更があつた日から一箇月以内に、新所有者からこれをなさなければならない。

第二十條 第十五條の規定により申告をなすべき場合において、申告前に家屋所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告は、新所有者からこれをなさなければならない。

第二十一條 この法律の規定による申告は、当該家屋の所在地の市町村長を経由してすることもできる。但し、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十九條ノ二、第九十二條ノ二又は第九十七條ノ二の規定が適用される申告については、この限りでない。

前項の規定により当該市町村長が申告書を受け取つたときは、その時においてその申告書が登記所に提出されたものとみなす。

第二十一條を削る。

「第五章 雑則」を削る。

第二十二條及び第二十三條を削る。

第二十四條に次の一項を加え、同條を第二十一條とする。

前項の規定による質問又は検査をなすときは、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十五條を第二十二條とし、同條を次のように改める。

第二十二條 土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）第三十七條の二、第三十八條、第三十九條、第四十一條の二、第四十三條の二及び第四十三條の三の規定は、家屋台帳の登録に關し、同法第三十七條の三の規定は、家屋台帳の閲覧又はその謄本の交付の請求について、同法第三十七條の四の規定は、家屋台帳の副本について、同法第四十三條の規定は、この法律の適用について、これを準用する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十三條 この法律に定めるものの外、家屋台帳の登録に關する細則その他この法律の執行について必要な事項は、法務府令でこれを定める。

第二十六條を第二十四條とする。

第二十七條中「第二十四條」を「第二十一條第一項」に、「五百円以下の罰金」を「六月以下の懲役又は十万円以下の罰金」に改め、同條を第二十五條とする。

第二十八條を削る。

第二十九條中「第十四條」の下に「又は第十九條第一項」を加え、

「二百円」を「一万円」に改め、同條を第二十六條とする。

附則第五條から第九條までを削る。

第三條 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第三十九條の次に次の一條を加える。

第三十九條ノ二 土地台帳法第三

十七條の二(家屋台帳法第二十二條ニ於テ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル土地台帳又ハ家屋台帳ニ登録セラレタル者ノ住所又ハ氏名若クハ名称ノ變更ノ申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ登記ノ申請書ト看做ス

第四十九條に次の二號を加える。

十 第七十九條、第九十一條、第一百五條第一号又ハ第六百六條第一号ノ規定ニ依リ登記ヲ申請スル場合ニ於テ申請書ニ記載シタル事項ガ土地台帳又ハ家屋台帳ト符合セザルトキ

十一 登記ノ申請ガ次條ノ規定ニ反ストキ

第四十九條の次に次の一條を加える。

第四十九條ノ二 登記簿ニ掲ゲタル不動産ノ表示ガ土地台帳又ハ家屋台帳ト符合セザル場合ニ於

テハ其不動産ノ所有權ノ登記名義人ハ不動産ノ表示ノ變更ノ登記ヲ為スニ非ザレバ当該不動産ニ付テハ登記ヲ申請スルコトヲ得ズ

登記簿ニ掲ゲタル登記名義人ノ表示ガ土地台帳又ハ家屋台帳ト符合セザル場合ニ於テハ其登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ヲ為スニ非ザレバ当該不動産ニ付テハ登記ヲ申請スルコトヲ得ズ

第八十條中「記載シ且土地台帳原本ヲ添附スルコトヲ要ス」を「記載スルコトヲ要ス」に改める。

第八十條の次に次の一條を加える。

第八十條ノ二 土地台帳法第十八條、第十九條若クハ第三十二條ノ規定ニ依ル申告シテ地目ノ變更ニ関スルモノ、同法第十九條ノ規定ニ依ル土地ノ滅失ノ申告又ハ同法第二十六條ノ規定ニ依ル土地ノ分筆若クハ合筆ノ申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ土地目ノ變更、土地ノ滅失又ハ土地ノ分合ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ登記ノ申請書ト看做ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ土地ノ新番号ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九十條を次のように改める。

第九十條 第八十條ノ二ノ場合ニ於テハ登記簿ノ記載ハ土地台帳ノ登録アリタル後之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ土地ノ番号ノ變更アリタルトキハ土地台帳ニ基キ登記簿ニ新番号ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十一條第一項中「其番号」の下に「種類」を加える。

第九十二條中「新番号」の下に「新種類」を加え、「記載シ且建物ノ番号ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合ヲ除ク外家屋台帳原本ヲ添附スルコトヲ要ス」を「記載スルコトヲ要ス」に改める。

第九十二條の次に次の一條を加える。

第九十二條ノ二 家屋台帳法第十四條若クハ第十五條ノ規定ニ依ル附屬家屋ノ建築、家屋ノ増築若クハ滅失ノ申告、同法第十六條ノ規定ニ依ル家屋ノ所在、種類若クハ構造ノ變更若クハ床面積ノ減少ノ申告又ハ同法第十七條ノ規定ニ依ル家屋ノ合併若クハ分割ニ関スル申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ附屬建物ノ新築、建物ノ建坪ノ増減、建物ノ滅失、其敷地ノ番号、其種類若クハ構造ノ變更又ハ建物ノ分合ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ登記ノ申請書ト看做ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ新家屋番号ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九十三條中「其構造」を「其種類若クハ構造」に改める。

第九十條中「附屬建物」の下に「種類若クハ構造」に改める。

第九十二條の次に次の一條を加える。

第九十二條ノ二 家屋台帳法第十四條若クハ第十五條ノ規定ニ依ル附屬家屋ノ建築、家屋ノ増築若クハ滅失ノ申告、同法第十六條ノ規定ニ依ル家屋ノ所在、種類若クハ構造ノ變更若クハ床面積ノ減少ノ申告又ハ同法第十七條ノ規定ニ依ル家屋ノ合併若クハ分割ニ関スル申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ附屬建物ノ新築、建物ノ建坪ノ増減、建物ノ滅失、其敷地ノ番号、其種類若クハ構造ノ變更又ハ建物ノ分合ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ登記ノ申請書ト看做ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ新家屋番号ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九十三條中「其構造」を「其種類若クハ構造」に改める。

第九十條中「附屬建物」の下に「種類若クハ構造」に改める。

第九十二條の次に次の一條を加える。

第九十二條ノ二 家屋台帳法第十四條若クハ第十五條ノ規定ニ依ル附屬家屋ノ建築、家屋ノ増築若クハ滅失ノ申告、同法第十六條ノ規定ニ依ル家屋ノ所在、種類若クハ構造ノ變更若クハ床面積ノ減少ノ申告又ハ同法第十七條ノ規定ニ依ル家屋ノ合併若クハ分割ニ関スル申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ附屬建物ノ新築、建物ノ建坪ノ増減、建物ノ滅失、其敷地ノ番号、其種類若クハ構造ノ變更又ハ建物ノ分合ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ登記ノ申請書ト看做ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ新家屋番号ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九十三條中「其構造」を「其種類若クハ構造」に改める。

第九十條中「附屬建物」の下に「種類若クハ構造」に改める。

「種類若クハ構造」を加える。

第九十條ノ二を次のように改める。

第九十條ノ二 行政区画又ハ字ノ變更ニ伴ヒ土地ノ番号又ハ家屋番号ノ變更アリタルトキハ登記所ハ遲滞ナク土地台帳又ハ家屋台帳ニ基キ登記用紙中表示欄ニ變更ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第九十二條ノ二を次のように改める。

第九十二條ノ二 第九十二條ノ二ノ場合ニ於テハ登記簿ノ記載ハ家屋台帳ノ登録アリタル後之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ家屋番号ノ變更アリタルトキハ家屋台帳ニ基キ登記簿ニ新家屋番号ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條第一号を次のように改める。

一 土地台帳ニ自己又ハ被相続人ガ所有者トシテ登録セラレタル者

第九十六條第一号を次のように改める。

一 家屋台帳ニ自己又ハ被相続人ガ所有者トシテ登録セラレタル者

第九十七條の次に次の一條を加える。

第九十七條ノ二 家屋台帳法第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル家屋ノ建築ノ申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ第六百六條第一号ノ規定ニ依ル所有權ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

第九十八條の次に次の一條を加える。

第九十八條ノ二 第二百二條ノ二第一項ノ規定ハ第七十七條ノ二ノ場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ登記ノ申請書ト看做ス此場合ニ於テハ第三十七條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第九十八條の次に次の一條を加える。

第九十八條ノ二 第二百二條ノ二第一項ノ規定ハ第七十七條ノ二ノ場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ家屋台帳ニ基キ登記簿ニ家屋番号ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十條中「規定ニ依リテ証明ヲ為スコトヲ要セズ」を「規定ニ依ルコトヲ要セズ」に改める。

第四條 不動産登記法中改正法律(昭和十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までを削る。

第五條 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項中第五号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第五号として次の一号を加える。

五 土地台帳及び家屋台帳に關する事項

第十三條の二第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

第六條 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六百四十三條第一項第三号中「土地台帳ニ登録シタル賃貸價格」を削る。

附則 (施行期日) 1 この法律は、地方税法施行の日

から施行する。

(家屋台帳法に關する経過規定)

2 家屋台帳法は、改正後の同法第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋には、当分の間適用しない。

3 従前の家屋台帳法附則第六條の家屋については、当分の間、政令の定めるところにより家屋台帳法を適用しないことができる。

(土地台帳法及び家屋台帳法に關する経過規定)

4 従前の土地台帳、家屋台帳及びその副本は、改正後の規定による土地台帳、家屋台帳及びその副本とみなす。

5 従前の土地台帳法又は家屋台帳法によつてした審査の請求、訴訟及び訴訟に關しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 従前の土地台帳法又は家屋台帳法により賃貸価格を定めるべき旨の定のある土地又は家屋で改正後の土地台帳法第九條の規定により土地の価格を記載しない土地又は改正後の家屋台帳法第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋となつたものについては、当該土地又は家屋の所有者は、政令で定める事項を登記所に申告しなければならない。

(不動産登記法に關する経過規定)

8 この法律の施行の際登記用紙中表示欄に家屋番号の記載のない建物で家屋台帳に登録されているものについて、この法律の施行後最

初に登記をする場合には、登記官吏は、家屋台帳に基き同欄に家屋番号を記載しなければならない。

9 第二項の規定により家屋台帳法を適用しない建物に關する登記については、当分の間、なお従前の例による。

10 家屋台帳に登録することを要しない建物が家屋台帳に登録すべきものとなつたときは、登記官吏は、家屋台帳に基き登記用紙中表示欄に家屋番号を記載しなければならない。

七月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。

災	害	地	区
昭和二十五年五月十三日長野県西筑摩郡上松町におこつた火災		長野県西筑摩郡上松町	
昭和二十五年六月一日秋田県北秋田郡鷹巣町におこつた火災		秋田県北秋田郡鷹巣町	

附則
この法律は、公布の日から施行する。